

[Redacted text block]

[Redacted text block]

[Redacted text block]

[Redacted text block]

[Redacted text block]

[Redacted text block]

以上

第1回 秘密保全法制の在り方に関する作業グループ 出席者

日時：平成20年5月20日（火）1600～1655

場所：内閣府本府庁舎 605会議室

省庁	部署・官職	氏名
内閣官房	副長官補（外政） 参事官補佐 副長官補（安危） 内閣参事官 同 内閣事務官	南 慎二 高橋 憲一 岩田 健司
警察庁	警備局警備企画課・危機管理企画官 警備局警備企画課・係長	大石 吉彦 ■
法務省	刑事局公安課・課長 刑事局付	井上 宏 関口 新太郎
公安調査庁	総務部総務課審理室・室長 同 ・室長補佐	木下 雅博 ■
外務省	国際情報統括官組織第一国際情報官 大臣官房総務課・事務官 国際情報統括官組織第一国際情報官室・事務官	水越 英明 ■ ■
経済産業省	経済産業政策局知的財産政策室・室長 同 ・課長補佐	中原 裕彦 佐藤 力哉
防衛省	防衛政策局調査課情報保全企画室・室長 同 ・前任部員 同 ・専門官	倉内 康治 阿波 拓洋 松田 隆則

計17名

内閣情報調査室：河邊主幹、石田総括、古谷参事官、■補佐、■事務官

※ 副長官補（外政）南参事官補佐は、16時45分頃に途中退室

※ 副長官補（安危）高橋参事官は、16時50分頃に入室

第1回 秘密保全法制の在り方に関する検討チーム作業グループ
議事次第

(平成20年5月20日(火) 16:00～ 於：内閣府本府6階 605会議室)

1 作業グループにおける今後の作業予定等(資料1)

2 論点について(資料3-1、3-2、3-3)

検討チーム第1回会合における主な議論
(未定稿)

<検討の方向性>

[Redacted text block]

<法制の目的・保護法益>

[Redacted text block]

<保護すべき秘密>

[Redacted text block]

<規制対象行為>

[Redacted text block]

<現行法制との整合性>

[Redacted text block]

<司法手続の在り方>

[Redacted text block]

以上

論点ペーパー（その1）

○ 秘密保全法制の目的・必要性

- 1 秘密保全法制の目的・必要性については、端的には、「国等の重要な秘密の漏えいを防止することにより、国益を保護するとともに、国の安全を確保すること」にあると言えるが、法制について検討するに当たっては、これら「国益の保護」や「国の安全の確保」といった目的に至るまでのいわば中目的として位置付けられる、より具体的な目的・必要性についても示す必要がある。
- 2 法制の具体的な目的・必要性としては、次の3点を挙げることができる。

① 外国情報機関等による活発な情報収集活動に対する実効力ある秘密保全制度の必要性

～近年においても、我が国の公務員や民間企業社員に対する外国情報機関等による情報収集活動は活発に行われており（別紙1参照）、これにより情報が漏えいし、又はそのおそれが生じた事案が続いている。

このように、外国情報機関等による情報収集活動が、官民間問わずその標的にして活発に行われている状況に対し、国等の重要な秘密の漏えいを防止するためには、実効力のある秘密保全法制の整備が必要である。

② 政府における情報機能の強化に不可欠となる政府部内における情報共有の促進を図るための秘密保全法制による法的基盤整備の必要性

～これまでも、各種の会議等において提唱されてきたように（別紙2参照）、政府における情報機能の強化に不可欠な政府部内における情報共有の促進を図るためには、情報保全の強化が必要であり、とりわけ秘密保全法制により法的基盤を整備することが必要である。

なお、情報保全の強化については、「カウンターインテリジェンス機能の強化に関する基本方針」（平成19年8月9日カウンターインテリジェンス推進会議決定）に基づき、情報

収集・共有、事案対処への取組等を既に実施しているほか、セキュリティクリアランス等を今後実施することとしているが、秘密保全法制を整備して秘密漏えい等に対する規制を強化することにより、情報保全のための担保措置がより強化されるとともに、秘密保全法制において同基本方針に盛り込まれたこれらの措置が規定されれば、より実効力が伴った情報保全のための措置をとることが可能となるなど、一層強固な情報保全のための基盤整備が図られる。

③ 安全保障・危機管理に係る国際協調を推進し、外国からの円滑な情報提供の促進を図るための秘密保全法制による法的基盤整備の必要性

～これまでも、各種の会議等において提唱されてきたように（別紙3参照）、国の安全を守るため、安全保障・危機管理に係る国際協調を推進し、外国からの円滑な情報提供の促進を図るには、情報保全の強化が必要であり、とりわけ秘密保全法制により法的基盤を整備することが必要である。

反面、我が国における情報保全の取組を十分であると評価しない国は、我が国への情報提供に躊躇することとなる。

3 検討事項

[Redacted content]

[REDACTED]

近年における外国情報機関等の情報収集活動による
情報漏えい又はそのおそれがあった事例

- シェルコノゴフ事件
在日ロシア通商代表部員が、現金30万円筒の謝礼を対価に、会社社長（空自OB）に米国製戦闘機用ミサイル等の資料の入手・提供を要求したもの（平成14年）。
- 国防協会事件
在日中国大使館駐在武官の工作を受けた日本国防協会役員（元自衛官）が、その求めに応じて防衛関連資料を交付したもの（平成15年）。
- 上海総領事館員自殺事件
中国公安当局関係者が、上海総領事館員に対し、領事関係に関するウィーン条約に反し、情報提供を要求、当該総領事館員が自殺したもの（平成16年）。
- サベリエフ事件
在日ロシア通商代表部員から工作を受けた半導体関連企業社員が、約100万円の謝礼を対価に、半導体製品に関する高度科学技術情報、企業情報等の社外秘情報を同部員に交付したもの（平成17年）。
- ベツケビチ事件
在日ロシア通商代表部員から工作を受けた光学機器関連企業社員が、先端科学技術保有企業社員が、軍事転用可能な社外秘光学機器を窃取し、これを同部員に交付したもの（平成18年）。
- 内閣情報調査室職員に対する情報収集活動
在日ロシア大使館書記官から工作を受けた内閣情報調査室職員が、現金等の謝礼を対価に、職務に関して知った情報を同書記官に交付したもの（平成20年）。

政府部内における情報共有の促進を図るための秘密保全法制による
法的基盤整備の必要性が掲げられている提言等

- 「対外情報機能強化に向けて」(平成 17 年9月対外情報機能強化に関する懇談会)
 - 3. 政府全体としての情報活動について
 - (2) 法令の整備
 - 秘密保全に関する法体系が未整備である現状は、情報が漏洩される危険性のみならず、国内外の関係機関間の情報共有を妨げる大きな要因ともなっている。秘密に接する者を対象に法的義務を課する制度の確立や、外部からの侵入に対して安全な情報伝達方法の確保を含め、秘密保全の法体系の整備は、国家として必要な情報の共有、総合調整を可能とする必要条件である。
- 「国家の情報機能強化に関する提言」(平成 18 年6月自由民主党政務調査会 国家の情報機能強化に関する検討チーム)
 - 4. 情報共有の促進・情報コミュニティの緊密化と秘密保持
 - (1) 政府全体での情報共有の仕組みをつくり、情報共有促進のためにも各省共通の情報の保全基準(クリアランス)の制定、情報衛星等の技術的な情報活動の強化、音声・電磁波の漏洩防止あるいはデータベースへの侵入防止対策等における最新ハイテク技術の活用を図る。
 - (2) 国家の秘密に接する全ての者に秘密保持を義務づける法体系(罰則規定を含む)の新設・整備等を行う。
 - (3) (略)

外国からの円滑な情報提供の促進を図るための秘密保立法制による
法的基盤整備の必要性が掲げられている提言等

- 「対外情報機能強化に向けて」(平成 17 年9月対外情報機能強化に関する懇談会)

- 3. 政府全体としての情報活動について

- (2) 法令の整備

秘密保全に関する法体系が未整備である現状は、情報が漏洩される危険性のみならず、国内外の関係機関間の情報共有を妨げる大きな要因ともなっている。秘密に接する者を対象に法的義務を課する制度の確立や、外部からの侵入に対して安全な情報伝達方法の確保を含め、秘密保全の法体系の整備は、国家として必要な情報の共有、総合調整を可能とする必要条件である。

- 『『安全保障と防衛力に関する懇談会』報告書』(平成 16 年 10 月安全保障と防衛力に関する懇談会)

- 第2部 新たな安全保障戦略を実現するための政策課題

- 1 統合的安全保障戦略の実現に向けた体制整備

- (2) 情報能力の強化

- ウ 情報の保全体制の確立

共有した情報が外部に漏洩するようなことがあれば、情報の共有は困難となり、機微にふれる国際情報の持続的取得も妨げられるであろう。国を挙げて情報の集約・分析・活用を進めるには、情報の厳格な保全体制の確立が不可欠の前提となる。このため、安全保障・危機管理情報を扱う関係者に共通の厳格かつ明確な情報保全ルールを作り、実施することが不可欠である。その際、機密情報漏洩に関する罰則の強化も検討すべきである。

論点ペーパー（その2）

○ 保全する秘密の対象及びその範囲

1 保全する秘密の対象

(1) 秘密の種類

[Redacted text block]

(2) 秘密の作成主体

[Redacted text block]

[Redacted text block]

(3) 秘密の伝達先

[Redacted text block]

2 保全する秘密の範囲

(1) 秘匿性の程度

[Redacted text block]

[Redacted text block]

(2) 秘密の指定

[Redacted text block]

論点ペーパー（その3）

- 規制対象行為及び規制の方法（規制対象者の範囲を含む）

[Redacted text block containing multiple paragraphs of blacked-out content]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

南 副長官補(外政)
参事官補佐

(外政)

古谷 参事官

(内調)

河邊 参事官

(内調)

石田 参事官

(内調)

■ 参事官補佐

(内調)

(内調)

倉内 防衛政策局
情報保全企画室長

(防)

(防)

(防)

平成二十年五月二十日(火)

十六時

六〇五会議室

秘密保全法制 作業グループ

(安危)

高橋 副長官補(安危)
内閣参事官

(安危)

(警)

大石 警備局
警備企画課危機管理企画官

(警)

(法)

井上 刑事局
公安課長

(法)

(公)

木下 総務部
総務課審理室長

(公)

(外務)

水越 国際情報統括官組織
第一国際情報官

(外務)

(外務)

(経)

中原 経済産業政策局
知的財産政策室長

(経)

出入口